

京都大学学際融合教育研究推進センタースーパーグローバルコース〇〇系ユニット内規（案）

平成28年 月 日

ユニット長裁定

（趣旨）

第1 京都大学学際融合教育研究推進センターに、京都大学学際融合教育研究推進センターに置くユニット等に関する内規（以下「センター内規」という。）第3の規定に基づき、〇〇分野においてグローバルに活躍できる人材の学部段階からの育成を目的として、海外大学との連携・協力関係の強化を図り、当該分野トップレベルの研究者を招へいしてスーパーグローバルコースを実施するため、スーパーグローバルコース〇〇系ユニット（以下「ユニット」という。）を置く。

（実施部局）

第2 ユニットにおける教育研究は、〇〇研究科、〇〇研究科及び〇〇研究科が連携して行う。

（ユニットの期間）

第3 ユニットの実施期間は、平成36年3月31日までとする。

（ユニット長）

第4 センター内規第2第2項の規定に基づき、ユニットにユニット長を置く。

- 2 ユニット長は、第2条に掲げる部局の教員から、第5条に定めるユニット会議が決定する。
- 3 ユニット長の任期は、〇年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のユニット長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 ユニット長に事故があるときは、あらかじめユニット長が指名する者が、その職務を代行する。
- 5 ユニット長は、ユニットの所務を掌理する。

（ユニット会議）

第5 ユニットに、ユニットにおける教育研究の実施その他運営に関する重要事項を審議するため、ユニット会議を置く。

- 2 その議長は、ユニット長が務める。
- 3 ユニット会議の構成員は、ユニットに属するユニット構成員の中からユニット長が指名する。
- 4 ユニット会議は、ユニット会議構成員の過半数が出席しなければ、開催することができない。
- 5 ユニット会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。
- 6 その他ユニット会議の組織及び運営に関し必要な事項は、ユニット会議が定める。

（構成員の選考）

第6 ユニット構成員を選考する必要があるときは、ユニット長はユニット会議にはかる。

- 2 ユニット会議は、候補者の研究歴等必要な事項を調査審議し、候補者を決定する。
- 3 その他ユニット構成員の選考に関し必要な事項は、ユニット会議が定める。

（事務）

第7 ユニットの事務は、〇〇事務において処理する。

（その他）

第8 この内規に定めるもののほか、ユニットの組織及び運営に関し必要な事項は、ユニット長が定める。

附 則

この内規は、平成 年 月 日から施行する。